

スポーツ振興くじ（第821回）の試合の指定の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第209号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき、公示します。

平成28年1月8日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 大東和美

1 スポーツ振興投票の名称

別紙のとおり

2 スポーツ振興投票券の発売期間

別紙のとおり

3 業務を委託する金融機関の名称及び所在地

- (1) 楽天銀行株式会社
東京都品川区東品川4丁目12番3号
(ただし、インターネット販売に限る。)
- (2) 株式会社ジャパンネット銀行
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)
- (3) 株式会社三井住友銀行
東京都千代田区丸の内1丁目1番2号
(ただし、インターネット販売に限る。)
- (4) 住信SBIネット銀行株式会社
東京都港区六本木1丁目6番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)

4 合致の割合の種類

別紙のとおり

5 特定指定試合を実施する期日又は期間

別紙のとおり

6 試合当たり投票種類数

別紙のとおり

7 特定指定試合で対戦するサッカーチーム名

別紙のとおり

8 合致の割合の算式において本センターが定める率

別紙のとおり

9 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

別紙のとおり

10 その他

発売及び払戻しは全国

- ・ **スポーツ振興投票の名称**
第 8 2 1 回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**
平成 2 8 年 1 月 1 6 日（土）～同年 1 月 2 3 日（土）
- ・ **合致の割合の種類**
開催された特定指定試合に対するそれぞれの投票とその特定指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。
 - (1) B I G（ビッグ）
 - 1 等 1 0 割
 - 2 等 開催試合結果数（1 4）から 1 を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - 3 等 開催試合結果数（1 4）から 2 を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - 4 等 開催試合結果数（1 4）から 3 を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - 5 等 開催試合結果数（1 4）から 4 を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - 6 等 開催試合結果数（1 4）から 5 を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - (2) B I G 1 0 0 0（ビッグセン）
 - 1 等 1 0 割
 - 2 等 開催試合結果数（1 1）から 1 を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - 3 等 開催試合結果数（1 1）から 2 を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - 4 等 開催試合結果数（1 1）から 3 を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - (3) m i n i B I G（ミニビッグ）
 - 1 等 1 0 割
 - 2 等 開催試合結果数（9）から 1 を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - 3 等 開催試合結果数（9）から 2 を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - (4) t o t o（トト）
 - 1 等 1 0 割
 - 2 等 開催試合結果数（1 3）から 1 を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - 3 等 開催試合結果数（1 3）から 2 を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - (5) m i n i t o t o A 組（ミニトト エイクミ）
 - 1 等 1 0 割
 - (6) m i n i t o t o B 組（ミニトト ビークミ）
 - 1 等 1 0 割
 - (7) t o t o G O A L 3（トトゴールスリー）
 - 1 等 1 0 割
 - 2 等 開催試合結果数（6）から 1 を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- ・ **特定指定試合を実施する期日又は期間**
平成 2 8 年 1 月 2 3 日（土）及び同年 1 月 2 4 日（日）
- ・ **試合当たり投票種類数**
 - (1) B I G
1 試合ごとにホームチームの 9 0 分間での「勝ち」「負け」「その他」の 3 種類
 - (2) B I G 1 0 0 0
1 試合ごとにホームチームの 9 0 分間での「勝ち」「負け」「その他」の 3 種類
 - (3) m i n i B I G
1 試合ごとにホームチームの 9 0 分間での「勝ち」「負け」「その他」の 3 種類
 - (4) t o t o
1 試合ごとにホームチームの 9 0 分間での「勝ち」「負け」「その他」の 3 種類
 - (5) m i n i t o t o A 組
1 試合ごとにホームチームの 9 0 分間での「勝ち」「負け」「その他」の 3 種類
 - (6) m i n i t o t o B 組
1 試合ごとにホームチームの 9 0 分間での「勝ち」「負け」「その他」の 3 種類
 - (7) t o t o G O A L 3
1 試合ごとに 9 0 分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点「0 点」「1 点」「2 点」「3 点以上」の 4 種類

・特定指定試合で対戦するサッカーチーム名

(1) BIG

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム

(2) BIG1000

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑪のサッカーチーム

(3) mini BIG

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑧及び⑩のサッカーチーム

(4) toto

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑬のサッカーチーム

(5) mini toto A組

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム

(6) mini toto B組

以下の対象試合のうち、試合No. ⑦～⑩のサッカーチーム

(7) toto GOAL3

以下の対象試合のうち、試合No. ①、④及び⑤のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
1/23	①	1. FCケルン (ケルン)	VfBシュツットガルト (シュツット)
1/23	②	ハノーファー96 (ハノーファー)	SVダルムシュタット (ダルム)
1/23	③	ヘルタBSC (ヘルタ)	FCアウグスブルク (アウグス)
1/23	④	FCインゴルシュタット (インゴル)	FSVマインツ05 (マインツ)
1/24	⑤	ボルシア・メンヘングラードバッハ (メン)	ボルシア・ドルトムント (ドルト)
1/23	⑥	ホッフェンハイム (ホッフェン)	バイヤー・レヴァークーゼン (レヴァー)
1/23	⑦	ノーウィッチ・シティ (ノーウィッチ)	リヴァプール (リヴァプ)
1/24	⑧	クリスタル・パレス (クリスタル)	トテナム・ホットスパー (トテナム)
1/24	⑨	レスター・シティ (レスター)	ストーク・シティ (ストーク)
1/24	⑩	マンチェスター・ユナイテッド (マンU)	サウザンプトン (サウザン)
1/24	⑪	ウェストハム・ユナイテッド (ウェストハム)	マンチェスター・シティ (マンC)
1/24	⑫	サンダーランド (サンダー)	AFCボーンマウス (ボーンマウス)
1/24	⑬	ウェスト・ブromウィッチ・アルビオン (ウェブ ^ロ)	アストン・ヴィラ (アストン)
1/24	⑭	ワトフォード (ワトフォ ^ド)	ニューカッスル・ユナイテッド (ニューカッスル)

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) BIG

1等	25分の19
2等	100分の9
3等	50分の1
4等	25分の1
5等	25分の1
6等	20分の1

(2) BIG1000

1等	5分の3
2等	20分の3
3等	20分の3
4等	10分の1

(3) mini BIG

1等	2分の1
2等	5分の1
3等	10分の3

(4) toto

1等	10分の7
2等	20分の3
3等	20分の3

(5) mini toto A組

1等	1分の1
----	------

(6) mini toto B組

1等	1分の1
----	------

(7) totoGOAL3

1等	5分の3
2等	5分の2

・1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

(1) BIG

一口300円に対し、3億円(加算金のあるときにあっては、6億円)

(2) BIG1000

一口200円に対し、2億円(加算金のあるときにあっては、4億円)

(3) mini BIG

一口200円に対し、2億円(加算金のあるときにあっては、4億円)

(4) toto

一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあっては、5億円)

(5) mini toto A組

一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあっては、2億円)

(6) mini toto B組

一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあっては、2億円)

(7) totoGOAL3

一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあっては、2億円)